

議事日程 (第5号)

令和3年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件」
- 日程第2 議案第4号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第3 議案第5号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第4 議案第6号 令和3年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第10号 令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第13号 令和3年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第14号 令和3年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第15号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 町道路線の認定について

- 日程第22 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第23 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第24 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
(追加分)
- 日程第25 議案第30号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第14号)について
- 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査について
- 日程第27 発議第1号 「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯
決議(案)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件」
- 日程第2 議案第4号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第3 議案第5号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第4 議案第6号 令和3年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第7号 令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第8号 令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第9号 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第10号 令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第11号 令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第12号 令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第13号 令和3年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第14号 令和3年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第15号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第16 議案第18号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第17 議案第19号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第20号 築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第23 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第24 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
(追加分)
- 日程第25 議案第30号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第14号)について
- 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査について
- 日程第27 発議第1号 「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯
決議(案)

出席議員(14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 教育長 …………… 久保ひろみ君

会計管理者兼会計課長 … 永野 賀子君	総務課長 …………… 元島 信一君
企画財政課長 …………… 椎野 満博君	まちづくり振興課長 … 桑野 智君
人権課長 …………… 神崎 博子君	税務課長 …………… 今富 義昭君
子育て・健康支援課長 … 吉川 千保君	保険福祉課長 …………… 種子 祐彦君
産業課長 …………… 鍛冶 孝広君	建設課長 …………… 神崎 秀一君
都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君	上下水道課長 …………… 福田 記久君
住民生活課長 …………… 武道 博君	学校教育課長 …………… 野正 修司君
生涯学習課長 …………… 古市 照雄君	監査事務局長 …………… 石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ただいまから議事に入ります。

日程第1 「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件」

○議長（武道 修司君） 日程第1、事件訂正の申出がありましたので、「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件」を議題といたします。

新川町長から、議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の理由を求めます。新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいま議長から紹介がございましたが、議案2件の訂正をさせていただきたいと思います。

議案第6号は、令和3年度築上町一般会計についての訂正でございますが、予算書76ページ5目の障害者福祉費の表記について、ひらがなで「がい」と一応訂正をするというようなことで、これは、鞆野議員からの指摘があったものを、一応妥当だろうということで訂正することにいたしましたものでございます。

それから、議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計についての訂正でございますが、これは予算書1ページ第2条中に、1日平均排水量1,892平方立方メートルを、1,897平方立方メートルへの訂正を一応させていただきたく思っております。これは、1日平均排水量を365日で計算するところを366日ということで、前年の数値をそのまま用いたための訂正でございます。

今後このようなことがないように、担当課がしっかり議案を作成して提案をするということで、

今回よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武道 修司君） 町長、今、平方立方メートルと言われましたけど、立方メートル。平方メートルでなくて立方メートルですよ。

○町長（新川 久三君） あ、ごめんなさい。

○議長（武道 修司君） 平方立方メートルじゃなくて立方メートルということで。新川町長。

○町長（新川 久三君） 面積が平方ですから立方メートルです。ごめんなさい。

○議長（武道 修司君） お諮りします。ただいま議題となっています「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について他1件の訂正の件を許可することに決定をいたしました。

日程第2 議案第4号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第4号令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第4号令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）について。本案の所管の項目について慎重に審査した結果、環境施設、有機液肥製造施設、学校教育環境整備等の費用に充てるための積立金が主であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 令和2年度築上町一般会計補正予算（第13号）について。所管の項目について慎重に審査した結果、将来の財政運営に備えての積立金、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販売が落ち込んだ花きや野菜農家に対し、次期作の栽培に必要な経費を交付するための予算計上が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、議案第5号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第5号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本案について、慎重に審議した結果、保険給付費が決定されたことに伴い県に返還するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第6号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第6号令和3年度築上町一般会計予算についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について。本案について慎重に審議した結果、国保会計に一般会計を繰り入れることに反対意見がありました。が、築城支所内に社協及び図書館を整備するための設計、町の偉人を題材としたマンガを作成するものが主なものであり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 6号よ、6号。

○議長（武道 修司君） 6号。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） すみません。

○議長（武道 修司君） 塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 失礼しました。令和3年度築上町一般会計予算について。所管の項目について慎重に審査した結果、移動販売による買物の支援の事業費、牧の原キャンプ場を整備するための事業費、定住促進に係る助成、空き家の改修、家財撤去に係る助成をおこなうことが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 新型コロナウイルスの感染拡大の下、昨年4月の緊急事態宣言を受け、失業された方は男性32万人に対し、女性は74万人に達します。菅首相が昨日の関係閣僚会議で、女性や非正規の方々の雇用に深刻な影響が出ており、また、自殺の増加や孤独・孤立の問題に真正面から向き合っていく必要があると述べられたように、多くの非正規の女性の方々が雇用の調整弁として使われています。この正規を非正規に置き換えるような労働雇用のルール破壊をこのままにしておいていいのかが、今、問われていると思います。12月議会でも

意見を述べさせていただきましたが、コロナ禍の下、地方自治体が果たすべき公的な役割を民間に投げ出す在り方を根本から転換し、住民生活を支える公的基盤の再構築を求め、包括業務委託料1億1,046万7,000円について反対します。

また、国民健康保険特別会計繰出金について、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものにする努力を求め、反対の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第7号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第7号令和3年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第8号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第8号令和3年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第9号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第9号令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 令和3年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について。本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第8、議案第10号令和3年度築上町霊園事業特別会計予算についてから日程第12、議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第14号まで一括

して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第10号から議案第14号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第10号令和3年度築上町霊園事業特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、保険税について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について。本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号令和3年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算について、本案について慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

日程第8、議案第10号令和3年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題といたします。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号令和3年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 高い国民健康保険税についての予算であり、反対します。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて討論を終わります。

これより、議案第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございました。起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号令和3年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これにて質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号令和3年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号令和3年度築上町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第15号築上町議会議員及び築上町長の選挙における

選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、公費負担に関する基準を定める条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第16号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対して委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第16号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、個人番号の独自利用を定めた一般事務が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定義されて

おり重複するため、重複部分を改める条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号

日程第16. 議案第18号

日程第17. 議案第19号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第15、議案第17号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、議案第19号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって議案第17号から議案第19号までを一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第17号から議案第19号まで委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） **議案第17号**築上町子ども医療費の支給に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。本案は、福岡県公費医療費支給制度改正により、支給対象が小学生までから中学生までとなるが、築上町は、引き続き独自で18歳まで支給対象としているため、制度改正により12歳年度末の年齢区分及び運用に即していない条文を削除するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、条文の児童扶養手当法の施行令について「政令」と「施行令」の表現が混在していたため、福岡県のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例準則に合わせて「施行令」に文言を統一することであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症を、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症として位置づけ、「新型コロナウイルス感染症」等の文言を追加するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第15、議案第17号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号

○議長（**武道 修司君**） 日程第18、議案第20号築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制

定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第20号築上町椎田駅前送迎用スペース管理条例の制定について。本案は、築上町が設置する椎田駅前送迎用スペースの管理に関し、必要な事項を定めることに伴い条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第21号

○議長（武道 修司君） 日程第19、議案第21号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対して、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第21号築上町営学校プール条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、八津田小学校建設工事に係るプール解体に伴い、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第22号

○議長（**武道 修司君**） 日程第20、議案第22号築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第22号築上町教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、町行政組織が変更され、所管事務が変更されることに伴い条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第24号

日程第22. 議案第25号

日程第23. 議案第26号

日程第24. 陳情第1号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第21、議案第24号町道路線の認定についてから日程第24、陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書までは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から陳情第1号まで一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第24号から陳情第1号まで委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） **議案第24号**町道路線の認定について。本案は、地域住民の道路用地について寄附採納の申出があり、町道路線に認定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第25号町道路線の変更について。本案は、小原52号線について、既に町道路線で認定している小原50号線と町道整理するため、坂本20号線は椎田勝山線交差点改良に伴い起点位置が変更されたこと、小山田33号線は、道路橋を撤去したことで変更するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議案第26号町道路線の廃止について。本案は、越路61号線ほか2路線について、町営越路団地解体に伴い団地内道路が不要になったため、湊76号線ほか3路線は、県営補助整備事業により整備が完了し路線が消滅したため、また上り松4号線は、路線の見直しにより廃止するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、**陳情第1号**地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書。本案について慎重に審査した結果、陳情であり意見を聞く場ではございませんが、他の自治体の推移を見守る必要があるということで、採決の結果、継続審議とするべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。委員長の報告が終わりました。

日程第21、議案第24号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号町道路線の変更についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、陳情第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。委員長報告の継続に対して反対意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 委員会では継続になりましたが、今回、九州北部たばこ販売協同組合、豊前たばこ販売協同組合、福岡県飲料業衛生組合連合会からの陳情書は、たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書。主に、望まない受動喫煙対策や、今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に分煙施設の整備を図るよにということが主な陳情であります。我が町に、築上町におかれましては、望まない受動喫煙防止、また、健康増進法を守り、既に本庁、メタセ、コマーレ等に整備をされております。よって、今後、行政や商店街、工場等、そういった分煙、健康増進を守り、分煙の施設をつくっていくことが、ポイ捨てや歩きたばこの減少等につながる、まして、環境美化の促進も期待されるとされている、これが主な陳情内容であります。

築上町では、前進してこれが出る前からやっておりますので、継続ではなく、ここで採決を願いたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 次に、委員長報告の継続に対して賛成意見のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 継続審議にした理由は、先ほど委員長が言われたように、近隣の市町村の動向を見たほうがいいたろうということですが、そもそも2020年の4月1日から健康増進法が変わり、庁舎内外では吸えないという条例に変わったと思います。そもそもルールを守る、マナーではなくてルールに変わっているわけですから、ルールを守っていれば今言うポイ捨て、また望まない喫煙にも当たらないと思いますので、継続で近隣を見るのでいいのではないかなというふうに思い、継続に賛成といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、陳情第1号について採決を行います。本陳情に対する委員長の報告は継続です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり継続に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。

起立少数です。よって、陳情第1号は非継続とされました。

ただいま非継続となりましたので、会議を続けていきたいと思えます。

これより、再度討論を行います。本陳情書の原案に対してです、反対意見のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先ほどは継続という立場で答弁しましたが、そもそもこの町の税金に対して3団体から分煙室を作るといような陳情自体が、そもそも私から言ったら言語道断だと思っております。

先ほども言いましたが、築上町はこの議論がある中で、町長が非常に分煙に関しては進んでいるというお話もありました。それ以上に、この分煙を増やす必要が本当にあるのかなという気持ちもあります。

ですから、今の状態に、吸われる人はもっともっとということでしょうけども、それによっていろんなことが生じる可能性もありますので、今でも多いんじゃないかなと思って、私の個人的な意見ですが、これをまた増やして税金を使ってまでする必要はないと考え、この陳情に対して反対といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 塩田議員が説明したことで十分であると思えますけども、この健

健康増進法、それから受動喫煙に関しては絶対に協力しなければならないという、そういう思いは持っております。

ところが、逆に、この町に1億1,000ないし2,000のたばこ税から入る税収があるわけで、これは町長が霞が関に行かなくても自動的に入る税収です。

たばこを逆に、私も含めて愛煙している、そういう方があまりにも冷たい仕打ちになっているんです。そういう方の権利を守るというのも当然あるべきことであり、国会のほうでもこの辺は認める方向になっているように聞いております。

それから、たばこに関しては「百害あって一利なし」なんていう言葉もありますけども、私に言わせれば、一利もなければ吸う人間はいないんです。私はむしろ自治体にとっては「百利あって一害なし」という言葉をお返ししたいと思います。この1億1,000万という、町内、町外、県外、国外含めて、この町で多くのたばこを求めて、多くの税収があることを望みます。

そのような理由から、私は賛成です。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） この件に関しましては、大変迷うところではございますが、私は受動喫煙という立場を、受動喫煙によって肺がんになる人たちを守りたいと思います。

しかしながら、やはり多くの税収が入る以上、愛煙者の場も確保しなければならないと両者考えておりましたので、本当はこの件については継続審議ということで、両者の皆さんの理解を深めたかったところではございます。しかしながら、継続審議で理解を深めることができませんでした。ということは、やはりたばこ農家さん、そして税収の面からも考えて、私は排煙装置をきちんと整備して受動喫煙からも守り、愛煙者も守り、両者を守ることが必要だと思いますので、この議案には賛成したいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。（「はい」と呼ぶ者あり）もう、1回だけです。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 様々な意見あると思います。これ、誤解のないように私ちょっと、これ文書は配っていますが、ここで報告したいと思います。

2018年7月に望まない受動喫煙防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月から第一種施設を対象にした一部施行が行われ、2020年4月1日から

全面施行されました。一部、第一種施設、行政庁舎については、「原則敷地内禁煙、ただし屋外で受動喫煙を防止するのに必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができる」とされており、そのため、これを一部行政庁では、屋外禁煙場所が一斉に撤去されて敷地内全面禁煙となり、この「ただし」が入ってこなかったです。

実際に、では何が起こったかと。うちの本庁、新庁舎建設でも起こりましたが、喫煙する来庁者や職員は近隣施設の喫煙場所に集中して喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、至って望まない受動喫煙を誘発する状況になっている。また、この法律は、たばこを吸える場所、吸えない場所を明らかにして、望まれぬ受動喫煙を防止するものであり、禁煙を推進するものではないということで上げられていますので、ちょっと誤解のないように報告したいと思います。

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、陳情第1号について採決を行います。

陳情第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。

起立多数です。よって、陳情第1号は採択されました。

ここで、暫時休憩といたします。

追加日程がありますので、今から資料配付をいたします。そのまましばらくお待ちください。

午前10時50分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、議案第30号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第25、議案第30号令和2年度築上町一般会計補正予算（第14号）についてから日程第27、発議第1号「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯決議（案）までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から発議第1号までについては、委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第25、議案第30号令和2年度築上町一般会計補正予算（第14号）についてを議題と

いたします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第30号令和2年度築上町一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第14号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月17日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第30号は、令和2年度築上町一般会計補正予算（第14号）についてでございますが、本予算案は第1表の規定の歳入歳出予算の総額を175億9,265万6,000円に、901万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を176億167万3,000円と定めるものでございます。

主なというか、歳出予算の内容は、2款総務費の選挙費用、これは福岡県知事選挙に係る選挙費432万7,000円。それから、4款保健衛生費のコロワクチン接種に関わる100万円。それから、13款諸支出金の基金費、防衛相の補助金を一応基金のほうに回せる状態になったので、基金のほうに積立をして、将来に備えるということで、これは液肥の施設の分をこっちに回すということになりました。

それから、あと第2表は、先ほど説明しましたコロナの対策費100万円を繰越明許の変更で繰越をしていくということで、繰越明許費の変更が従前は1億1,419万2,000円でしたが、1億1,519万2,000円ということにします。

それから、第3表は債務負担行為の追加でございますけれども、県知事選挙の中で両年にまたがるポスターの掲示用の設置と撤去ということで、またがる契約になりますので、債務負担行為の174万4,000円を債務負担行為として計上させていただいておるところでございます。

よろしく御審議して、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（**武道 修司君**） 日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第27. 発議第1号

○議長（**武道 修司君**） 日程第27、発議第1号「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯決議（案）についてを議題といたします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） 発議第1号「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯決議（案）。

標記の附帯決議案を別紙のとおり地方自治法112条及び築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年3月17日、提出者、築上町議会議員、北代恵、賛成者、築上町議会議員、塩田文男。築上町議会議長、武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） 発議第1号「議案第6号令和3年度築上町一般会計予算について」に対する附帯決議（案）でございます。

議案第6号令和3年度築上町一般会計予算が、本日可決されましたが、築城支所利活用のための予算であります、社会福祉施設整備事業及び図書館整備事業、これらの適切な事業の執行を求めため、附帯決議案を提出するものであります。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決を行います。

本発議に対し反対意見はありません。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

新川町長から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には、3日から本日まで15日間、全議案を慎重審議していただき、全て可決同意をいただきました。大変ありがとうございました。

なお、先ほど皆さんから発議をされた件につきましては、慎重に審議をしながら、我々執行してまいるといふふうなことで、お約束申し上げ、逐次、皆さんには報告をしまいたい、このように考えておるところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしく申し上げたいと思います。

そしてまた、コロナの時期でございますので、議員の皆さんも閉会后、コロナには十分気を付けていただきながら、地域のためによりしくお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、年度末、二人の課長が退職いたしますので、後ほど皆さんにお礼の御挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今日はどうも、15日間どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） それではこれで、令和3年第1回築上町議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員